

不動産鑑定業の登録（知事登録）について

1 提出書類

(1) 登録申請書【不動産の鑑定評価に関する法律 23 条 1 項】

(2) 添付書類【不動産の鑑定評価に関する法律 23 条 2 項、施行規則第 29 条】

①不動産鑑定業経歴書

②事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面

③法 25 条各号に該当しないことを誓約する書面

④法 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面

※代表者が兼任している場合は不要

⑤登録申請者の略歴を記載した書面

※登録申請者が法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の略歴を記載した書面

⑥事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴を記載した書面

⑦個人の登録申請者及び専任の不動産鑑定士の住民票抄本

※住基ネットで本人確認情報が得られる場合は不要

⑧法人の場合のみ、定款又は寄附行為

⑨法人の場合のみ、登記事項証明書

2 手数料

・新規 15,600 円

・更新、登録替え 12,400 円

※ 手数料等納付書により金融機関窓口またはコンビニで現金納付

3 提出時期

・新規、登録替え：登録を受けようとするとき随時

・更新：有効期間（5 年）満了の日前 30 日まで

4 提出部数

1 部（施行細則）

（登録の拒否）

第 25 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

(3) 第 16 条第 5 号又は第 6 号に該当する者

(4) 第 30 条第 6 号又は第 41 条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から 3 年を経過しない者

(5) 第 41 条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第 29 条第 1 項第 1 号に該当し、第 30 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(7) 法人で、その役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者のあるもの

（不動産鑑定士の設置）

第 35 条 不動産鑑定士でない不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を 1 人以上置かなければならない。不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行わない事務所についても、同様とする。

2 不動産鑑定業者は、前項の規定に抵触するに至った事務所があるときは、2 週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

提出書類チェック表

番号	提出書類	法人	個人
(1)	登録申請書 (領収印が押された納付済証を添付)	○	○
(2)-①	不動産鑑定業経歴書	○	○
(2)-②	事務所ごとの不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名を記載した書面	○	○
(2)-③	法 25 条各号に該当しないことを誓約する書面 (法人の場合、法人と役員全員の誓約書が必要)	○	○
(2)-④	法 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面 (専任の不動産鑑定士の辞令等) ※ 代表者が兼任している場合は不要	△	△
(2)-⑤	登録申請者の不動産鑑定士の略歴書 (法人の場合、役員全員の略歴書が必要)	○	○
(2)-⑥	事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書	○	○
(2)-⑦	個人の登録申請者及び専任不動産鑑定士の住民票 抄本 ※ 住基ネットで本人確認情報が得られる場合は不要	△	△
(2)-⑧	定款又は寄附行為	○	—
(2)-⑨	登記事項証明書 (商業登記簿謄本)	○	—